

隠岐の島町公告第5号

隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和7年2月3日

隠岐の島町長 池田 高世偉



- 1、業務名 隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務
- 2、業務内容 別紙「隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務仕様書」による
- 3、履行期限 契約締結の日の翌日から令和10年3月31日までとする。
- 4、参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
 - (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (5) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前5号と同視し得る資本関係又は人的関係
 - (6) 隠岐の島町内に本店、支店又は事業所を有していること。
- 5、失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

 - (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
 - (2) 虚偽の内容が記載されている場合
 - (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
 - (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
 - (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

6、事務局

隠岐の島町役場 地域振興課 政策企画係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111 直通 08512-2-8570

E-mail : chiiki@town.okinoshima.shimane.jp

7、実施方法、スケジュール等

「隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル実施要領」による。

8、評価基準及び評価方法

(1) 審査委員会

企画提案書の審査、評価及び最優秀者の特定は隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、企画提案書提出者が 1 名のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提出された企画提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(3) 評価基準

審査項目及び審査基準については「隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル評価要領」に示す。

9、実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データにて交付します。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

10、その他

詳細は「隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル実施要領」による。